

ハイエク『感覚秩序論』をどのように読むか： 人間観とシステムの学習／適応に関連して

市 原 あかね

はじめに

2009年秋に開始したハイエク研究会(まとめ役は岐阜大学地域科学部の竹内章郎氏)に参加し、メンバーとともにハイエクの主要著作を検討してきた¹⁾。筆者は『<新版ハイエク全集第Ⅰ期第4巻>感覚秩序』(亀山貞登訳, 春秋社, 2008年[F. A. Hayek, *The Sensory Order: An Inquiry into the Foundations of Theoretical Psychology*, The University of Chicago Press (Paperback Edition) 1976])の担当であることから、本稿において、ハイエク『感覚秩序』の読み方を明らかにしたいと考えている。いかに読むかを検討するにあたっては、その作業を通して何を得ようとするかが明確でなければならない。そこで、その目的を筆者の研究課題である次の二点に貢献することとしたい。ひとつは、物象化現象を扱うシステム論において、そこから逸脱しうる人間の規定をどのように導入するかという点であり、もう一つは、システム論におけるルーマンのエコロジー問題をいかに解決するかという点である。

社会システム論は、構造化、秩序化された個人を想定するが、このような人間像は、人間存在の広義の物質性(つまり物象)を理解する方法として意義を持つと同時に、人間性理解としては大変限定されたものといわざるを得ない。システム内において、個人は、まずは機能の担い手であるエイジェンシーや、動的構造のなかのアクターとして拘束的に扱われる。しかし、人間は現状から意図的非意図的にして逸脱し、弱くもあり衰えもする。そのような存在であるなら、システム内化された(つまり物象的な)特定の存在様式のもと

でとらえることができるのは、人間のあり方の一面にすぎない。制度論や自生的秩序論などの、人間と社会の認識を課題とする理論は、適切な物象的現象にアプローチしその結論の限界を理解しながら活用する限りにおいては有効性を発揮しうる。しかし、社会と人間を自身の存在様式論が語り尽くせるとするなら傲慢であろう。こうした理論には、構造形成の重層性や階層相互の開放性、構造の崩壊可能性等を導入することでシステム構造自身にある種の批判可能性を担保すると同時に、人間存在に関する非社会的視角の導入などによって、システム論的人間観に対する批判的視点を組み込むことが求められる²⁾。

ハイエクは、さまざまな著作物において、自生的秩序のなかで自由を論じ、集団的自生性とそこにおける個人を社会と現代人のあるべき姿として語っている。第一の検討課題とのかかわりでは、この際の人間像を批判的に検討することが必要である。『感覚秩序』においては、直接に自生的秩序と自由を論じてはいないため、この点の検討にとってもっともふさわしい文献とはいいがたい。しかし、関連する論点を、感覚の秩序形成と学習や意思にかかわる議論において見いだすことができる。もっとも、後に記すように、感覚秩序の議論は自生的秩序のそれよりも具体的な存在を扱っており、手応えのある論点を見いだし吟味することができるかもしれない。

本稿の第二の目的は、先に「システム構造自身の批判可能性の担保」とした点にかかわる課題である。これは、社会システムの「学習／適応」はどのような条件で可能となるかを明らかにすることと言ってもよいし、介入としての(設計的)理性の必要性和可能性を整理することと言い換えることもできる。また、筆者が関心を向けてきたルーマン的エコロジー問題として語るなら、社会経済システムが環境問題に対応する可能性を、心身問題の応用あるいはバリエーションとして考えることということもできよう。

ルーマン的エコロジー問題とは、オートポイエーシスシステムはどのように外部を知り応答するのかについてルーマンが指摘した困難のことである³⁾。ルーマンにとって、オートポイエーシスシステムは、反応やふるまいの相互作用の帰結として秩序が生み出され、その結果、作動としての閉鎖性あるいは一定の構造と機能をもった内部の自律性、外部環境の変化に対する恒常性

あるいは外部への応答能力の低下という特性をもつに至ったシステムである。このような状態にあるなら、システムは外部を学習すること、外部に応答し変化することが非常に困難となってしまう。この問題に対して、構造形成における重層性(階層間の相互規定性)や開放性／崩壊可能性など、システム変容の契機から問題を設定し直すことが必要なのではないだろうか。その方向は、たとえばパナーキー論⁴⁾のような、自身を維持しつつ崩れ再構築する能力を組み込んだシステム像が求められるのかもしれない⁵⁾。

ハイエクの自生的秩序論においても、他の自己組織化の議論と同様、自律的な秩序形成とその維持を重視しているであろうことは推測でき、オートポイエーシスシステムと同種のルーマン問題を抱え込むことが考えられる。ハイエクが自生的システムの閉鎖性、恒常性をどのように想定し、学習をどのように論じているのか、大いに関心のあるところである。『法と立法と自由』などにおいては、市場慣行の形成ののち後追的に立法化することや環境政策の必要性が論じられるものの、この点とかかわって社会システム論に必要な具体的あるいは理論的論点が提示されているようには思われない。そのため、環境政策への言及などにはご都合主義的な印象をもってしまう。もっとも、ハイエクは、抽象性に強くこだわる一方、具体的な存在記述を軽視する傾向が見られるので、そのようなシステム論的存在論を展開する必要性を意識することは、そもそもなかったのかもしれない。そうであつても理論面の課題は残るはずである。

そうした著作と異なって、『感覚秩序』は感覚や知覚の過程を対象として、刺激に対する生理的反応やそこから派生する概念、能動的意志の生成を扱うので、環境に応答する過程、生体内部のシステム間関係について論じることにならざるを得ない。『感覚秩序』においては、他の文献における自生的秩序論よりも具体的なシステム論的展開を期待することができる。そこで、第二の検討課題との関わりにおいては、生理的反応のネットワークから心的秩序の形成への変化のとらえ方、意志、学習の取り扱いなどの点が中心的な検討対象となるであろう。

本稿では、ハイエク研究会におけるメンバーの報告、メンバーとの討論等をふまえ、『感覚秩序』の論点について、上記二点に関わるより詳細な検討課

題を整理しておく。研究会においては主要著作を網羅的に検討しているが、それらの議論において浮かび上がった自生的秩序論に関する検討課題を以下の4点に整理した。これらにそって論点の吟味を進めることにしたい。なお、本稿では主として『新版ハイエク全集第Ⅰ期第8巻 法と立法と自由Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』を取り上げて、整理していく。

Ⅰ. 自生的秩序論の生命論的物象化論としての特徴

自生的秩序論は、構造の生成をとらえる物象化論のひとつである。秩序や構造といった物象の次元は、生命的存在としてのわれわれにとっても、社会的存在様式をもった存在としてのわれわれにとっても不可欠である。したがって、存在論のベースとなる理論としての位置づけをもって吟味すべきであり、そうした存在論の導出にかかわる科学方法論も興味の対象となる。

その意味では、ハイエクの自生的秩序論や感覚秩序論は、バスカーやロソソ、アーチャーらの批判的實在論⁶⁾と共通の存在把握と科学方法論をもつように思われる。したがって、感覚秩序論の読解にあたって批判的實在論との対比を意識することになるが、その際、生命論的物象化論の方法論にかかわる抽象性を中心とし、補足的に理論導出の方法を取り上げるつもりでいる。

ここでは、補足的論点にかかわって検討課題を整理してみたい。

次にふれるが、ハイエクはヘーゲルやマルクスの方法論と歴史観を批判している。しかし、スティープ・フリートウッドがマルクスの方法論とハイエクの方法論の類似性を指摘しているように⁷⁾、ヘーゲルの絶対理性の自己展開とオートポイエシスシステム論や自己組織化、ハイエク自生的秩序論といった生命性の自生的展開をとらえる理論には、対象の物象化現象の把握という課題にともなって方法論上の共通性、ないし理論的な類似性をみいだすことができるのではないだろうか。

ヘーゲルの絶対理性は自己展開し、閉じた存在であって固有の歴史をたどるとされている。その歴史には究極の状態があり、進化論が最終型を想定しない非目的論的であるのとは対象的である。たしかに、歴史観を目的論か非目的論かで区別するなら、ヘーゲルとハイエクはまったく異なる理論である。

しかし、後に確認するように、ハイエクが感覚秩序論において、感覚の分類にかかわるシステムが自律化し閉じていく論理を構築しようとしている様からは、生命性のある側面を理論化する際に求められる方法論としてヘーゲルらと多くの共通点を見いだすことができるのではないだろうか。この点については、生命性と物象化を扱う際、ある種の理論的アプローチに必然的に求められる特徴の存在を指摘すべく、先にあげた複数の論者について検討する必要がある。

そして、こうした生命性へのアプローチが、学習メカニズムの理解として十分な枠組みと言えるかどうか、システム変容のメカニズム解明につながるかどうかという点が、本稿にとっての主たる関心となる。生命性への関心は、これまでは主に秩序形成とその維持に向けられてきたと言えるだろう。だが、学習は、ある秩序を解体(その後に再構築があるとしても)させる過程でもある。解体と再構築の過程に踏み込む論点を見いだすことができるかどうか⁸⁾。あるいは、システム間の相互作用に関わる他の興味深い論点を見いだすことができるかどうかを吟味したい。

II. 抽象性：抽象的・形式的・非人格的

(1) 自生的秩序論の進化論的特徴

ハイエクは、人為的artificialと自然的naturalの二分法による現象の整理は誤っており、マンデビル、ヒューム、ファーガソンが明確化した第三のカテゴリーこそ注目すべきなのだとする⁹⁾。「人為と自然」が目指すのは「独立に存在する対象と人間の行為の結果である対象」の区別か、「人間の設計とは独立に生じた対象と人間の設計の帰結として生じた対象」の区別かである。しかし、注目すべきなのは第三の「人間の行為の結果であるが、人間の設計の結果でない」タイプの現象であり、16世紀にnaturalisが人間の意志によって計画的に形成されたのではない社会現象に用いられるようになっていたにもかかわらず、その後の「合理主義的自然法」の出現によって後戻りさせられてしまったという。その後、マンデビルやヒューム、ファーガソン、そしてパークをへて、大陸「歴史学派」、フォン・フンボルト、ザヴィニー、メイン卿、メンガーら、

近年は文化人類学が、「意図されない帰結」「目的をもたない変化」として社会をとらえ、制度の自生的形成と発生論的性格を中心課題とする進化論的アプローチを発展させてきたとする。

ハイエクにとって、進化論が明らかにするのは、進化において必然的にたどる段階や局面といった「進化の法則」ではなく、『原理の説明』またはその過程がたどる抽象的パターンのみでの予測である。なぜなら、「あまりに数が多くて全体像がつかめない無数の特定の事実の結果に依存する過程を説明しているにすぎず、それゆえ将来についての予測にはいたらない」からである¹⁰⁾。進化論によって可能になる認識は、「原理の説明」あるいは「抽象的パターン」といった抽象的、形式的なものだとしている。

ハイエクは、コント、ヘーゲル、マルクスを全体論的アプローチをとる歴史主義と特徴づけ、「過程を説明する正統な進化論」ではないと批判する¹¹⁾。なぜなら、ハイエクによれば、これらは、進化を「前もって決められた『段階』または『局面』の必然的な継起」を意味する法則からなるととらえ、「有機体や社会制度の発展はそこを通らなければならないと考え」ているからである。この批判は、直接には目的論的な単線の発展経路の想定に向けられているように見えるが、上記の記述と関連づけて読めば、構造の歴史の変遷にかかわる具体的な把握は予測不可能で困難であり社会科学の課題は過程を説明する抽象的原理の抽出なのだという主張であろう。

このように、人間の意図のふるまいの結果ではなく意図せざる結果への関心と、存在の具体的な様式とその変遷ではなく抽象的な変化の法則への関心をもつのが、ハイエクの自生的秩序論である。これらの特徴については、次の二つの項と3において指摘する検討課題を通じて吟味したいと思う。

(2) 抽象性・形式性、あるいは進化論的アプローチの存在論と認識論

今見たように、ハイエクの自生的秩序論にとって抽象性は重要な概念であり、『哲学論集』『法と立法と自由』を含むさまざまな文献で「抽象的なものの先行性」「抽象の第一義性」にふれている¹²⁾。抽象性について、ハイエクは、知識論や認識論にかかわっては認識の特性として論じ、同時に、秩序化の原理としては進化的な存在や運動自身が有するものと述べているように思われる。

抽象性概念をとおして認識論と存在論の間に独特の関連がおかれているようで、興味のわくところである。

ハイエクは、今ふれた進化論によって合理主義を「設計主義的合理主義」「進化論的合理主義」に区別する¹³⁾が、この際に抽象性について重要な指摘を行なっている。「設計主義的合理主義の特質は、むしろそれが抽象に満足していないこと — 抽象概念はわれわれの精神では消化しきれない具体的なものの複雑性と取り組むための手段であることを認識していないこと — にある。一方、進化論的合理主義は、人間が完全には理解しえない現実を処理できるようにしている精神の不可欠な手段として抽象を位置づける。これは設計主義の見解においては『抽象性』を意識的思考ないし意識的概念に限定された特質と見るのにたいして、現実には、それは人間の意識的思考に上ったり言語で表現されるずっと以前から行為を決定する全過程がもっていた特徴である、という事実と関連がある」¹⁴⁾。

また、感覚秩序にかかわって次のような主張を行っている。「状況のあるタイプが個人の内部にある一定の反応のパターンに向かう性癖を呼び起こすときには必ず、『抽象』と表現されるあの基本的関係が存在する。特定の刺激が特定の反応を直接引き起こすのではなく、一定の組や群れをなす刺激が行為の組に向かう一定の性癖を形成することを可能にし、そのような多くの性癖の重ね合わせだけがその結果起きるであろう行為を特定化するという事実から、中枢神経システムに特有の能力が構成されていることは疑うべくもない」¹⁵⁾。

ハイエクにとって抽象性とは、「すべての(意識的、無意識的な)知的過程が大なり小なりもつ一つの特質としてのみならず、自身には不完全にしか分かっていない世界のなかでうまく立ち回る人間の能力 — 自分の環境にまつわる大部分の特定の事実にかんする無知への適応 — の基礎としてとらえるべき」ものである。行為を支配するルールを強調するのはすべての知的過程の抽象的性格の重要性を提示するためであって、「抽象とは現実の知覚から論理過程を経て精神がつくり出すものではなく、むしろ精神が作動する諸範疇の性質 — 精神の産物ではなく精神を構成するもの」¹⁶⁾であると述べる。

抽象性と類似する概念として、市場のルール・秩序形成とのかかわりで用いられる形式性・非人格性がある。これらの用い方を比較しそれぞれの理論

上の役割を精査する必要があるので、現段階では抽象性についてのみ検討課題をあげておく。

感覚秩序論において、ハイエクは、人間の認識過程を言語的過程を超えた身体的物質的な過程を含むものとして検討し、そのことによって存在様式を認識様式へと転換させているように思われる。このアプローチは現代の心の哲学の先駆と云うものかもしれない。このようなハイエクにおいては、抽象性が、ルーマンにおける複雑性の縮減と同様の理論上の位置をしめ、「システムの環境認識」と「システムの存在様式」をつなぐキー概念となり、ルーマンの問題の源泉(のひとつ)となっているように思われる。この点を明確にとらえるとともに、ルーマン問題克服につながる視点の可能性をさぐってみたい。

(3) 現代経済システム論の不在：記述的なものの軽視，あるいは具体的存在様式記述の軽視

しかし同時に、経済思想としてみた際、具体的存在様式への関心の低さには違和感を覚える。ハイエクは「心と社会の同時的進化」¹⁷⁾とし、個人と社会の重層構造を構想するが、それ以上の具体化は課題としない。どの経済思想も、思想家の生きた時代と無関係ではない。ホブズやスミス、ロック、マンデビル、ヒューム、マルクス。彼らの議論が、彼らの時代の具体的な経済状況を念頭に展開されているのは確かだ。にもかかわらず、ハイエクにはそれが欠けている。

前世紀後半以後の、一国の経済規模をしのぐ巨大多国籍企業を主たるアクターとする経済状況においては、組織の分析は大変重要な課題と思われる。しかし、ハイエクの自生的秩序にかかわる記述には組織や企業に関して踏み込んだ分析がほとんど展開されていない。そのため、「偉大な社会」論に対し現状認識の希薄さを感じざるをえない。ここから逆に、彼の議論を、相互行為の中で商習慣が発達するような個人や小規模経営のあいだに成立するユートピアの市場を念頭においたものと限定し¹⁸⁾、そのような市場的関係の成熟過程で形成された行動様式にかかわる秩序形成をとらえたものとして利用することもできるであろう。その場合には、そのようなハイエク解釈にたった現代経済システム批判があり得るかもしれない。

しかし、こうした状況規定の欠落を当たり前のこととし抽象性、形式性を追及することの経済学的な意義は、果たしてどのようなものだろうか。ハイエクには一般システム論や位相幾何学への強い関心を指摘でき、もともと抽象度の高い思考にひかれる傾向があるようだが、そのこと自身は知的関心のあり方として理解できる。だが、経済学的具体性の水準があるからこそ自生的秩序一般ではなく「市場の」自生的秩序を問うことができるのだし、質的相違があるからこそ固有の特性が出現し、それを把握する固有の具体的な存在論が問われることになるのではないだろうか。記述的なアプローチを軽視することは、存在するものの固有性に依拠した論点を無視するというのであるが、果たしてそのような歴史的な存在としての人間を除いた自生的秩序原論が経済学として意味を持つのだろうか。

ハイエクの抽象性、形式性、非人格性については、システム論の構成における位置づけとともに、社会科学論における役割を検討する必要がある。この点は次の人間観ともかかわって、人格の内容や位置づけ、理性の内容と意義、可能性、対象とする相互行為の範囲などと関連づけて検討すべき課題である。

この点と関連させて感覚秩序論を検討する際には、種と個体、系統発生と個体発生を区別せずに経験と学習を扱っている場面を取り上げることになるだろう。感覚秩序論は、環境、有機体、感覚といった具体的存在論をもって展開されているため、筆者は、市場的自生的秩序の議論よりも複雑な議論と評価している。だが、感覚秩序形成の論理を、進化史的経験と個体の経験を同等のものとして扱うことで取り出そうとしており、その際のキーワードが抽象性である。この論理構造を分析する必要がある。

Ⅲ. 秩序形成と理性、人格・自由

(1) 保守主義者としてのハイエク：知識の不完全性と理性

ハイエクは社会思想を論じるにあたり、先に紹介した設計主義的合理主義と進化論的合理主義、あるいは偽の個人主義と真の個人主義、目的論的歴史観と進化論的歴史観といった具合に二分法を採用し対立的に論じている。こ

これらの対比においてハイエクが支持するのは、マンデヴィル、ヒューム、メンガーらの進化論的合理主義であり、スコットランド啓蒙思想、パーク、イギリス・ホイッグ党の政治哲学である。一方、反対するのは、ベーコン、ホッブス、デカルトらの新しい合理主義の人間観と設計主義的合理主義、そして先にあげたコント、ヘーゲル、マルクスらの「全体論的歴史主義」に対してである。これから紹介するコスモスとタクシス、ノモスとテシスを含む、こうした二分法について、ハイエク思想の発展のなかで弁証法的に克服されているとする分析がある¹⁹⁾。この批評そのものも検討対象とすべきだが、とりあえず単純なイデオロギーとして読まないように心がけてみたい。

ハイエクの知識論が、近代合理主義のもつ科学主義的傲慢さに対する批判として意義があるといった評価は、多くの読み手が持つであろう。特に、ポスト3・11においては、事故に対する科学者、技術者の「想定外」という言葉で示された知識の不完全性への自覚の欠如とかかわって、ハイエクを想起した者は多数いたにちがいない²⁰⁾。また、リスク社会論やEUにおける予防原則は、予測不可能で不確実な事態に直面しているという新しい科学論・知識論に立っており²¹⁾、知識論に関してハイエクが参照されるのはもつともである。

ハイエクが設計主義を批判するのは、知識の不完全性の観点からだけではない。市場を、社会に分散して存在する知識を個々人の内面に踏み込むことなく十分に活用することができる、自由な秩序形成メカニズムとして論じ、真の合理主義と真の個人主義を結びつけて見せる。

ハイエクの説明は以下のようなようだ。世界にはコスモスとタクシスの二つの秩序があり、それぞれで働くルールもノモス(自由の法)とテシス(組織の法)と異なっている²²⁾。近代合理主義における科学的知識は、例えば生産組織内部において設計的に用いられるが、それはタクシスにおけるテシスの範囲である。これに対し、人々が分け持つ時と場所に依存する知識は流通業や金融業といった商業の場面において、市場の働きを通して活用される。市場参加者がそれぞれに持つ分散的計画が総合され、さまざまな知識が活用される方が、中央集権的設計的計画における活用よりも優れている。市場においては、市場的な形式的ルールを通じて人々の行為が調整されるが、このルールは禁止事項を規定するのみで積極的なすべきことを定めない。それゆえ、個々人

の内面に踏み込まない抑制的な権力行使のうちに秩序が形成される。

ハイエクは、設計主義的理性について、原因と結果の関連の洞察にもつらら依拠し秩序が設計を通じて生じうると考え、可能な帰結群の中で他のどれよりも自分の好むものが実現されるように制度を形成する力が人間にあると考える立場だとしている²³⁾。これに対しハイエク自身の立場は、手段と目的の因果的つながりの洞察を否定するものではないが、意図して生み出されたのではない行為ルール、つまりノモスに注目するものであり、そうしたルールの機能と意義を科学的に理解することは非常に困難で、部分的にしか分からないと考えるものである²⁴⁾。そして、分からないからこそ、安易な人為的変更をさげ、自然発生的なルールを重視するというのだ。

筆者は、意図せざる帰結の存在に目を向ける点ではまったく異論はないし、あらゆる存在の関連や影響をすべて知ることができないことについても同意する。しかし、自然発生的なルールや自生した状況について具体的に判断することは不可欠であると考えるので、4において帰結の妥当性にかかわる論点を整理しておく。

(2) 秩序形成と正義、人格

先に指摘したような、秩序を個人のふるまいの帰結とし、秩序形成にかかわる個人を自由とする見方については、全体論と個人主義の接合として疑問を感じるところである。これに対し、進化的な形式的ルールの生成の背景に、ハイエクはカント的な倫理観・人間観を設定しており、それによって秩序化の全体論と個人の自由の矛盾は解消可能であるとする論者がいる。たとえば、太子堂正弥は、先にふれた「抽象の第一義性」の文献にふれて、ハイエクのカント的特徴とは、自生的に成立した「正義感覚」²⁵⁾がカント的な「統制的理念 regulative idea」として「目的独立的」で自由な人間行動の背後に働いているとする点だとし、全体論と個人主義の矛盾とするのはあたらないと述べる²⁶⁾。また、J・グレイは、ハイエクをカントとヒュームを統一しようとする者と評し、ハイエクのなかにカントの普遍妥当性概念の存在を見て、ハイエクにとって正義の要請や福利一般の要求は、普遍的に妥当する行為の格率への同意を意味する実践理性から導出されうるものとしている²⁷⁾。A・H・シャンドもハ

イエク思想を先験主義と経験主義を総合する試みとする²⁸⁾。

感覚秩序論における前感覚的経験の設定や、直感形式・カテゴリーに類するものの生成を論じていく場面などは、カントとの近接性を感じさせ、その再構成を企図していると思わせるものがある²⁹⁾。したがって、上記のような評価は不思議ではなく、むしろ、著書のなかでカントについてふれている箇所がほとんどない³⁰⁾ことが驚きである。特に、個人の水準については、統制的理念(進化論的とも言える)としての正義感覚をもつものとして人間を規定することは興味深い。このように規定すれば、個人が秩序を動かしていく一契機になるかもしれない。システムの開放性に寄与する人間概念の設定として評価できるかもしれない。正義感覚の内容をどのように整理するのか、統制的理念にあたるものは正義のみなのか、議論の余地はあるものの吟味に値する論点だろう。

しかし、太子堂やグレイ、シャンドの分析は、個人の人格に備わる統制的理念とルールに関わる内在的批判・普遍化可能性テストを同じ次元で論じる点で、ハイエクの読み方としては適切であっても、理論的には別の可能性があることを想定できていない。

また、下記に紹介する社会的分配的正義にたいする批判に見るように、ハイエクの「正義の要請や福利一般の要求」は普遍主義的自由主義的で、人々が積み重ねてきた生活実感を軽視し保守主義者ハイエクとは両立しがたい主張を展開している。ハイエクの現代経済把握にかかわる具体性の軽視と社会的正義追求に対する嫌悪は、抽象性や形式性、非人格性をキーワードにつながっているようである。自生的秩序論におけるこれらの概念の役割については、先に検討課題として指摘した。ここでは、形式的ルールと社会的正義にかかわる実態的、理論的疑問をあげておく。

ハイエクは、たとえば「市場による調整」などが「他の道徳的伝統や制度と同じく、単一の精神では知覚どころか構想すら出来ない多数の特定のparticular諸事実への適応の、自然的、自生的、かつ自己秩序化的過程から生じるのだとすれば、この過程が公正であることや、他の道徳的属性を備えていることを求める要求(第7章参照)がナイーブな擬人論に由来するのは明白である。そうした要求は…(中略)…現実に作用している非人格的で自己秩序化的な過程

に対しては全く不適當である³¹⁾と述べている。また、文明の進化のために特定の信条を実現しようとしてはならず、公正などの目的を立て追求することは進化を停止させる、ロールズ的な世界は文明化し得ないともしている³²⁾。このように、非人格的な自生的過程の帰結は、公正性や道徳性によって判断することは意味がないとする。

「偉大な社会」「開かれた社会」が人格的關係を中心としては成立しがたいであろうことは直感として理解可能である。だが³⁾、現代社会において形式的手続き的ルールと社会的正義は両立しないと、かつ社会的正義や分配的正義の追求は形式的ルールによる秩序を破壊するとして否定する³³⁾のは実感、実態として行き過ぎで、理論的にも課題のあるところではないだろうか。

まず、人格的存在として生きる実感からすると、商行為の場面であつても相互行為が形式的手続き的ルールによってのみ媒介されるとは考えられない。ハイエクによって二分法的に提示されたノモスとテシスを切り替えて生きているというよりは、人格的關係の濃度差をもって文脈依存的に相互行為を展開しているとする方が実感に即している。

また、人格的存在の追求する重要な価値が自由であるとして、ポランニーのような、人格的關係の中に位置づけられることをもって自由とするヘーゲル的な自由観に立つ者を想定してみよう³⁴⁾。このような人は、抽象的で形式的な関係においては自由を実感できないことになる。自由の定義によって形式的ルールの意味は大きく変化し、自生的秩序と自由の関係も変わってしまう。

これらのように、人格的存在としての人間を設定した場合、人々の行為パターンがもたらす秩序は形式的ルールのみ秩序形成から逸脱しうる。そうした自生的秩序のあり様をとらえるには、抽象化された交換過程から出発するのではなく相互行為の現実から出発して、言語的コミュニケーションを通じた人格的つながりが形式的ルールの形成に影響を与える場面を取り出せるような理論枠組みが求められる³⁵⁾。

再分配については、後にふれるようにあらゆる人に平等な最低限所得保障については認めるのだが³⁾、一部の集団や特定の国の国民が高い水準を要求することはあつてはならないとする自由主義的主張を展開している³⁶⁾。制度発達の経路によって市場でどのようなアクターがどの程度の所得を得ることが

できるか決まってしまう。にもかかわらず、市場で形成した所得はどれほど突出していても問題視せず、再分配のみを既得権益と批判するが、これもひとつには具体的な経済システムを念頭においていないためであろうし、手続き的ルールとそれ以外のルールの相互作用による総体としての自生的秩序の形成といった観点が無いということであろう。

(3) 秩序形成に関わる理論的課題

ノモスの生成に対応しておかれるのは、進化過程のなかの市場慣習的人間である。こうした人間を媒介に、ノモスとその背景にあるだろう市場的慣習にかかわる道德の自生的発達がどのような条件の下どのような過程で起こり、どのような内容で形成されるのだろうか。ハイエクは自生的秩序について、具体的な生成過程の分析をせずに論じているので、今日の社会においてどのような過程が自生的秩序であり、どのような過程が意図的な過程なのか、あるいはある秩序形成がどのように意図的でどのように意図的でないのか、それをどのように分析することができるのか、著作を読んでもよく分からない。さまざまな因果連関のなかで最終的に意図しない帰結が出現することはありそうなことだと思うが、秩序形成にかかわる支配的な影響力が存在しないとも思えない。先に述べたように、具体的な経済システム論抜きに自生的秩序を論じ、抽象性や形式性を持ち出すことには、経済思想や経済秩序の議論としてはやはり疑問を感じるところである。

前項で指摘した疑問を含めて整理すると、理論的問題点のひとつは、人々のさまざまな行為による秩序形成の過程と帰結として形成される自生的秩序を、当初から抽象的な交換とそこでの手続き的形式的ルールに限定した点にあるように思われる。社会の自生的秩序を、ひとつの編成原理による自生的秩序と考えるのではなく、複数の編成原理のもとにあってせめぎ合うものにとらえる方が現実に即しているのではないだろうか³⁷⁾。

もうひとつの、再分配にかかわる理論的問題は、突出した権力の存在をどのように位置づけ説明するかにかかわると思われる。再分配を否定するなら権力も否定する方が理論的にはシンプルである。しかし、ハイエクの議論はその点が不安定で、権力生成の理論的説明のないまま自然主義的介入(後にふ

れる)を論じるのでご都合主義的な印象を受けてしまう³⁸⁾。

この点に関するハイエック的な展望は、『感覚秩序』における種と個体の同型性仮説を使うなら、個人、組織、国家、国家連合のあいだに同型性において、各階層に統合的な権力(ないし権力的なもの)を見だし、自生的秩序を階層的な存在として描くといった理論戦略が考えられよう。あるいは、権力の析出という不均質な状態を説明する自生的秩序論を発展させることである。

『感覚秩序』は秩序形成をある程度具体的に記述しているので、この点に関連する含意をいくつか得ることができそうである。まず、秩序形成過程分析の中で抽象性、形式性がどのようにあらわれ役割を果たすのかを検討できそうである。もちろん意図的と非意図的の関連にかかわる分析はできないが。また、感覚刺激から意識や概念が生み出される様を分析していくなか、秩序と人格の自由にかかわる論点や権力にかかわる特別な構造物の生成を見いだすことができるかもしれない。

IV. 自生的秩序の妥当性にたいする根拠づけの視点と介入的理性、あるいは学習

(1) 自生的秩序の妥当性

自生的秩序について、ハイエクは三つの点でその妥当性を主張しているように思われる。第一は進化の帰結であるからよいとする自然主義的態度であり、第二は自由と両立可能なものだから良いとする自由主義的態度、第三は機能主義的評価である。これらを用いて、市場とそれ以外の秩序や市場に依拠した社会を、明示的にか暗黙にか比較して語っている。

第一に注目したいのは、進化論的自然主義(自然なものを妥当／当然とする意味での)の視点である。ハイエクは、進化の過程あるいは帰結としての自生的秩序を、そのこと故に何らかの意味で適切なものと評価しているようだ。たとえば、価値観の追求は「部族社会」の特徴であり、「偉大な社会」、「開かれた社会」では形式的ルールにのっとって行為すると語るが、この場合の自然的なものへの信頼は、原初的なままにとどまった社会ではなく「自然選択」の帰結としての「偉大な社会」に向けられている。「部族社会」「偉大な社会」「開か

れた社会」は、単なる記述的な用語ではなく、優劣を示すためのイデオロギー的な表現であろう。進化史的帰結をもって優れているとか劣っているというのは、かなり難しいことである。これは、神の秩序への信仰につながる相当に古くさい「自然」なものへの信頼であり、運命論的な見方である。ハイエクは、設計主義的合理主義について「神人同系同性論説 anthropomorphism」として批判し、設計主義的合理主義の過剰な理性信仰は不完全な人間理性を神と同一視する立場であるとして批判した³⁹⁾。そうした過剰さが近代における全体主義を招いたとするが、「自生性という神」への信仰にも似た自然主義にはまた別の危険性がともなうのではないだろうか。それは、市場の帰結を唯々諾々と受け入れるべきだという強制ともなるし、生命的過程への無批判な賛美に近づいてしまう可能性も秘めている。

第二に、人間のさまざまな価値のうち特に自由を重視する観点から、先に見たように、個々人の自由は非人格的で形式的なルールによる自生的秩序のなかでこそ可能となるとする。この点については先に少し検討したところである。

第三に、必ずしも頻繁に利用されていない評価項目ではあるが、機能主義的視点がある。市場のような分散的な秩序形成機構を論じるにあたって、行為者の「状況変化に対する敏速な適応」が可能であるとか、「自由市場での価格はまた、社会に分裂した知識のすべてが勘定に入れられ使われることを確保する」として、行為者の効果的な応答や知識の十分な活用という点から利点が説明されている⁴⁰⁾。この点は、どのような環境におけるどのような自生的秩序がどのような行為者の適応を引き出すか、あるいは知識の活用を引き出すかといったように、具体的な経済システムとアクターが規定されなければ一般的に述べても意味がないように思われる。

経済システムを論じるに際し、筆者の関心がシステムの学習可能性にあることはすでに述べた。この能力に関しては、とりあえずは進化論的自然主義とからめて、階層性やパナキー的循環と攪乱、分岐や病理論といった概念の有無や位置づけの検討を行なうことになるだろう。感覚秩序論においては、進化論的自然主義にかかわる論点、認識論としての枠組み、病理論にかかわる議論、そして何よりも学習の扱いを検討することにしたい。

(2) 自然主義的介入か社会的正義にかかわる介入か

ところで、ハイエクは、介入一般を否定している訳ではない。たとえば、環境問題との関連では、近隣効果にともなう外部性や非排除性といった性質を持つ集合財については、市場で効率的に供給することができないので、必要不可欠にとどめるべきだとしながらも計画的組織化の技法を用いることを認めている⁴¹⁾。公共部門について一切否定するのではなく、その存非を非排除性からとらえ、そのサービスにかかわるルールは正義ではなく効率性や便宜性にあるべきとしている⁴²⁾。また、安全securityにかかわって特定集団が自身の地位保全を図ることを批判しつつあらゆる人に等しく最低所得を保障することは「偉大な社会」のなすべきことであるともしている⁴³⁾。

こうした介入をハイエクはどのように論じているかを見てみよう。ハイエクの介入観を自然主義的介入と名づけようと思う。それは、行動ルールのシステムを発展させる手段として、ルール導入や変更にかかわる内在的整合性テスト、普遍化可能性テストを用い、内在的批判による行為の両立可能性を吟味するといった考えである⁴⁴⁾。この点は、ハイエクの(進化論的?)存在論が、一元的な編成原理によって統合されるべきであるという判断によっていることを明確に語っている点で重要である。

「あるひとつのルールに適用される『普遍化可能性』のテストは、受容されているルールのシステム全体との両立可能性のテストに等しい⁴⁵⁾」とか、「正義の原理(複数形…引用者)にしたがって矯正された自生的秩序に依拠しようとする現行の努力は、相互に両立不能な二つの世界の最善のものをもとうと試みているに等しい⁴⁶⁾」といった記述は、ひとつの秩序編成原理に統合させるべきとする主張をあらわしている。こうした市場の自生性に一元化させようとする原理主義的発想が、先に紹介した介入を支える文脈である。

しかし、自生的秩序論としてみた場合、編成化原理がせめぎあう空間においてメタ編成化原理が現れるという方向での整理が何故提起されないのかという疑問がわく。その方が進化論的ではないだろうか。また、このようなテストによるルールの改変は、保守主義者ハイエクにはそぐわないリベラル改良主義ではないだろうか。保守主義者ハイエクが指摘する知識の不完全性に立つ時、現在支配的なルールに適合的で普遍化可能かを問うテストの意味も

またよく分からないのではないだろうか。

筆者が専門とするエコロジー経済学は、環境問題を社会経済システムと生態系の二つのシステムのせめぎ合いとし、通常は生態系が経済システムを包含するものととらえる。このような存在論にたてば、経済システムの側に生態系の編成原理の一端が導入されなければならないし、その際物質システムについては生態系の一部としてその階層構造に対応したパターンを形成することになる。ただし、その構造は人間の存在によって以前とは異なる状態に変更されている。また、社会のルールは生態系の維持と両立可能でなければならないが、生態系とは質的に異なるルールによって秩序形成していくのは当たり前である。これは二つのルールをどちらかのルールに統一し純化するというよりも、比喩的に言えば、既存のルールのなかに新しい質のルールが導入されると、全体が揺らいで新しいメタルールのもとに秩序が形成されるということである。このような観点からすれば、環境政策を市場ルールの普遍化可能性テストにかけることは意味がない。

ハイエクの、内在的批判と普遍化可能性テストは、システムの自閉を強化するタイプの介入を意味している。この理論戦略はルーマン的問題をはなから無視した設定である。異なる編成原理の秩序が複数あることを設定するルーマンの方が現実的で、ハイエクの原理主義は理論としてあまりに一面的である。異なる複数の編成原理が存在するとした場合、集団的な反省的理性の行使や自生的秩序への攪乱的介入としてポランニーの社会防衛⁴⁷⁾や環境的応答を位置づけることができよう。

人格的存在であり、限定的な理性を有する人間は、そうした限界をもって自生的秩序群の海にこぎだす。その際、個人の意図や集団の目標にしたがって現在の秩序を変えるよう介入するが、その介入は介入自身によって変形された自生的秩序群に委ねられ帰結を生んでゆく。全体を知ろうとしても完全に知ることはできないので、介入のあり方をさまざまな意味で集団的に学習しつつ模索を重ねていくことになる。「なること」と「すること」は同質・同一のルールに統一されることはなく、しかしひとつひとつの現象としての秩序は両者の帰結なのである。

こうした論点は、筆者にとってまさに学習のとりえ方にかかわっている。

学習を「秩序形成としての学習」と「新たな秩序への移行としての学習」という二つのアプローチに分けるなら、ハイエクの学習は前者であり、ポランニーの大転換やパナーキー論のような視点は後者である。パナーキー論が指摘するように、これまでの生態学やシステム論、そして経済学は成長過程や蓄積過程、秩序構築過程に主たる関心を向けてきたが⁴⁸⁾、これは事象の反面でしかなく、同時にシステムは崩壊可能性によって開かれ、再構築過程を通した学習の可能性を有している。

この場面に関わる理論的な展開可能性を感覚秩序論に見いだすことができるだろうか。感覚秩序論は、感覚を秩序立てる分類の装置が形成され自律的に立ち上がっていく様子を描いていくようである。この場面は「秩序形成としての学習」であり、今見た原理主義と類似し自閉的なシステム構築への過程をとらえる場面で終わる可能性は強い。「秩序形成としての学習」の特性を吟味する上では学ぶべき点が多いと思われるが、「新たな秩序への移行としての学習」に関しては期待できないかもしれない。こうした学習に関わる論点について確認しながら吟味していくことにしたい。

おわりに

以上、ハイエク研究会における報告と討論をもとに『感覚秩序』の検討課題を整理してきた。

中心となる課題は、秩序形成の過程をとらえる生命性へのアプローチが、学習メカニズムの理解として十分な枠組みと言えるかどうか、システム変容のメカニズム・秩序変更に向かう学習の解明につながるかである。その点に踏み込むために、まず、生命性・秩序形成を論じる際に重要な役割を果たす抽象性について、『感覚秩序』がどのように論じているかを精査する必要がある。特に、感覚秩序論の存在論と認識論の布置をとらえ、「システムの環境認識」と「システムの存在様式」をつなぐ際の抽象性の理論的役割と、ルーマン的問題との関係を明らかにしたい。

また、感覚秩序における経験と学習について、種と個体、系統発生と個体発生を連続するものとし、種の経験と学習、個体の経験と学習をあつかう際

の論理構造を分析したい。歴史的に先行するものの重視は保守主義の特徴であろうが、ハイエクはこれらを明確に区別する必要のないもののように扱う。その際にも抽象性が重要な概念となっているようである。こうした設定が、学習過程論や秩序形成・移行論としてどのような特徴を持つか分析したい。

第三に、秩序形成をどのようなメカニズムでとらえているかを精査したい。感覚秩序の秩序生成については、有機体を取り巻く環境、生理学的過程、概念・意識と階層的な存在を描いている。この際の概念の生成やカントの統覚にあたる意識の生成を描く様は、権力の析出のような不均質な状態が出現するメカニズムと言えらるう。

第四に、これらの論点を総合しつつ、「秩序生成としての学習」と「新たな秩序への移行としての学習」に関わるハイエクの到達点を確認したい。上記のように、階層性の視点は組み込まれているが、パナーキー的循環や攪乱、分岐や病理論にかかわる視点を見いだせるかどうか为中心的論点である。また、彼の進化論的自然主義、認識論としての枠組み、科学方法論についても、その特徴にふれることにする。

- 1) ハイエクの自生的秩序については、研究会メンバーの竹内、渡辺によってまとまった検討が行なわれている。竹内章郎「相対主義的装いをまとう絶対主義の陥穽：ハイエク思想との全面対決のために」『唯物論研究年誌第2号 相対主義と現代社会：文化・社会・科学』唯物論研究協会編，1997年。同「ハイエク知識・認識論の問題点の一端：新自由主義的知識・認識論批判序説」『唯物論研究年誌第15号 批判的値の復権』唯物論研究協会編，2010年。渡辺憲正「ハイエク自由主義とくホイッグ史観」(2012/08/24研究会で報告)。
- 2) マーガレット・S・アーチャー『実在論的社会理論：形態生成論的アプローチ』(佐藤春吉訳)，青木書店，2007年(Margaret S. Archer, *Realist Social Theory: the morphogenetic approach*, Cambridge University Press 1995)。
- 3) ニクラス・ルーマン『エコロジーのコミュニケーション：現代社会はエコロジーの危機に対応できるか』(庄司信訳)，新泉社，2007年(Niklas Luhmann, *Ökologische Kommunikation*, Westdeutscher Verlag 1986)。
- 4) Lance H. Gunderson, C. S. Holling, *Panarchy: Understanding Transformations in Human and Natural Systems*, Island Press 2001.
- 5) この問題は、拙著『バイオリージョン経済(6)』において取り上げたが、十分に扱うこ

とができなかった。本稿は、この課題に対しここ数年検討を重ねてきた論点を、『感覚秩序』の検討として整理するものである。言語・概念あるいは貨幣をメディアとする社会システムと物理化学的物質からなる自然システム・生産力水準の社会システムという生産力・生産関係の多層構造については、古典的には心身問題として論じられた長い哲学的歴史がある。特に近年、『感覚秩序』に関連する心の哲学や脳研究の分野に多くの知見が蓄積されていると思われる。この研究ノートにおいても、後にそうした知見の一部にふれていく。

- 6) ロイ・パスカー『自然主義の可能性：現代社会科学批判』式部信訳、晃洋書房、2006年 (R. Bhaskar, *The Possibility of Naturalism: A Philosophical Critique of the Contemporary Human Science*, Routledge 1998)。トニー・ローソン『経済学と実在』八木紀一郎監訳、日本評論社、2003年 (T. Lawson, *Economics and Reality*, Routledge 1997)。
- 7) スティーヴ・フリートウッド『ハイエクのポリティカル・エコノミー：秩序の社会経済学』(佐々木憲介・西部忠・原伸子訳)、法政大学出版局、2006年 (S. Fleetwood, *Hayek's Political Economy*, Routledge 1995)。
- 8) *Panarchy*, pp. 32-49.
- 9) F・A・ハイエク『新版ハイエク全集第Ⅰ期第8巻 法と立法と自由Ⅰ』矢島鈞次・水吉俊彦訳、春秋社、2007年、20～25頁 [F. A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty: A new statement of the liberal principles of justice and political economy*, Volume 1, Routledge, Reprinted 1993, 1998, pp.20-24]。
- 10) 同上、24頁 [Ibid., pp.23-24]。
- 11) 同上、34～35頁 [Ibid., p.24]。
- 12) ハイエク「抽象の第一義性：精神活動のヒエラルキー」『還元主義を越えて』A・ケストラー編、池田善昭監訳、1984年(「抽象的なるものの先行性」『ハイエク全集第Ⅱ期 4巻 哲学論集』嶋津格訳、春秋社、2010年)。
- 13) 前出『法と立法と自由Ⅰ』42頁 [Op. cit., Vol. 1, pp.29-30]。
- 14) 同上、24頁 [Ibid., p.15]。
- 15) 同上、42頁 [Ibid., pp.29-30]。
- 16) 同上、42～43頁 [Ibid., pp.29-31]。
- 17) 同上、27～29頁 [Ibid., pp.17-19]。
- 18) 『市場・知識・自由』(田中実時・田中秀夫編訳、ミネルヴァ書房、1986年 [F. A. Hayek, *Individualism and Economic Order*, The University of Chicago Press, 1948]) では小集団の習慣を中心に小さな社会を念頭においているとしか思えない記述が見られる。
- 19) C. M. Sciabarra, *Marx, Hayek and Utopia*, State University of New York Press, 1995.
- 20) 3・11にかかわる科学者、技術者の言説において問題であるのは、専門知識の不完全性への自覚の欠如だけではない。たとえば、放射線の健康への影響を癌化のみで論じ、他の問題提起を受け止めようとしない態度にしる、「放射線の影響よりもストレスの影響が大きいため避難はすべきでない」といった免疫学の研究者や「ゼロリス

クはあり得ない。リスクを受け止めるべきだ」という工学系研究者など。公害の時代を振り返れば、予防原則に立たなかったため被害の拡大を防げず、金銭等で償うことのできない帰結を招いた科学者・技術者の責任と政府の責任は大きい。これらの教訓は十分に科学者・技術者コミュニティで共有・継承されていないし、システムトラップなどの環境論的病理論がまるで浸透していないことに驚かされた。こうした科学者・技術者について人文社会科学的に検討するには、知識論ではすまない、人間存在や社会の理解にかかわる社会的素養を含む科学者論が必要である。

- 21) 実験室で検証可能な事象を対象とするノーマルサイエンスに対しポストノーマルサイエンスという場合もある。
- 22) 前出『法と立法と自由Ⅰ』50～53頁[op. cit., Vol. 1, pp.35-38]。
- 23) 前出『哲学論集』(「設計主義の誤り」, 「二つの合理主義 1964年立教大学での講義 2」)。
- 24) 同上。
- 25) 前出「抽象の第一義性：精神活動のヒエラルキー」『還元主義を越えて』, 441頁。
- 26) 太子堂正称「ハイエクにおける自然と自然法の内容」『経済論叢』175巻5-6号, 2005年。太子堂正称「近代ヨーロッパの社会思想を再考する」抽象の第一義性と内在的批判：ハイエクにおけるルールの「発見」をめぐる『経済論叢別冊：調査と研究』32号, 2006年。
- 27) J. グレイ『ハイエクの自由論』照屋佳男・古賀勝次郎訳, 行人社, 1984年(I. Gray, *Hayek on Liberty*, 2nd ed., Oxford, 1986)。
- 28) A. H. シャンド『自由市場の道徳性：オーストリア学派の政治経済学』中村秀一・池上修訳, 勤草書房, 1994年。
- 29) 上山隆大「秩序論の背後にあるもの：F・ハイエクの『感覚秩序』をめぐる」『思想』No. 778, 岩波書店, 1989年。
- 30) 『感覚秩序』においては「まえがき」でカントの物自体概念にふれているのみのようである(4頁[p. vi])。
- 31) 『ハイエク全集第Ⅱ期第1巻 致命的な思い上がり』渡辺幹雄訳, 春秋社, 2009年, 107頁[*The Fatal Conceit: Errors of Socialism (Collected Works of Friedrich August Hayek)*, Routledge, 1988]。
- 32) 同上, p-109。ロールズの無知のベールとハイエクの普遍化可能性テストは類似の自由主義的ルールであり、『致命的な思い上がり』におけるハイエクのロールズ解釈はまちがっているように思われる。実際、『ハイエク全集第1期第9巻 法と立法と自由Ⅱ』の前書きと9章末ではロールズと同じ考えであることを表明している(篠塚慎吾訳, 春秋社, 2008年, 5頁, 138～139頁[F. A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty: A new statement of the liberal principles of justice and political economy*, Volume 2, Routledge, Reprinted 1993, 1998, p.100])。
- 33) 同上『法と立法と自由Ⅱ』194～196頁[Ibid., pp.142-143]。
- 34) 若森みどり『カール・ポランニー：市場社会・民主主義・人間の自由』エヌティティ

出版、2011年。

- 35) ハイエクの議論においては、言語の位置づけが低いように感じられるが³、抽象性や形式性と言語の軽視が理論的につながるのかもしれない。
- 36) 『ハイエク全集第1期第9巻 法と立法と自由Ⅲ』渡辺茂訳、春秋社、82頁[F. A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty: A new statement of the liberal principles of justice and political economy*, Volume 3, Routledge, Reprinted 1993, 1998, pp.55-56]。
- 37) たとえば、ポランニーのように、交換、再分配、贈与といった複数の関係を想定するものの方が実態に即している(『新訳 大転換』野口建彦・檜原学訳、東洋経済新報社、2009年 [Karl Polanyi, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press, 2001])。
- 38) 筆者は、複数の編成原理の存在と権力の存在は切り離すことはできず、環境政策も社会的編成原理とエコロジカルな編成原理の対抗のなかでとらえるべき権力と整理すべきではないかと展望している。
- 39) 前出『法と立法と自由Ⅰ』51頁、122頁[Op. cit., *Law Legislation and Liberty*, Vol. 1, p.36, p.91]。『Ⅱ』34頁[Vol.2, p.22]。
- 40) 前出『哲学論集』(「先祖返りとしての社会主義」)。
- 41) 前出『法と立法と自由Ⅲ』66～70頁[Op. cit., Vol.3, pp.43-46]。
- 42) 同上、70～73頁[Ibid., pp.46-49]。
- 43) 同上、80～83頁[Ibid., pp.54-56]。
- 44) 前出『法と立法と自由Ⅱ』36～43頁[Op. cit., Vol.2, pp.24-29]。
- 45) 同上、43頁[Ibid., p.29]。
- 46) 同上、195頁[Ibid., p.142]。
- 47) 前出『新訳 大転換』、235～397頁[Op. cit., *The Great Transformation*, pp.136-228]。
- 48) op. cit., *Panarchy*, pp.33-35, pp.47-49。

